

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設物価高騰対策緊急支援補助金	①物価高騰の影響を受けている社会福祉施設の運営継続を図ることを目的に県が実施する補助事業に対して、県が事業者へ支出する金額の1/2を県へ支出するもの ②大分県への負担金及び事務費 ③入所18千円×48人+通所80千円×2施設+訪問25千円×1施設=1,049千円 1,049千円×1/2=524.5千円 ④村内の社会福祉施設(県への負担金を通じて補助)	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	幼稚園児及び小中学生給食費緊急補助事業	①昨今の物価高騰の中、子育て世帯が安心して子育てが出来るよう、児童・生徒に係る給食費に対する補助を行うもの(教職員を除く) ※国及び県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して充当するものです。 ②児童・生徒に係る給食費 ③幼稚園児@5,900円×12人×11月=779千円 小学校児童@6,200円×47人×11月=3,205千円 中学校生徒@6,600円×20人×11月=1,452千円(1・2年生) @6,600円×6人×10月=396千円(3年生) 計5,832千円 控除財源:地財措置5,200円×47人×11月=2,688千円(小学校児童のみ) 5,832千円-2,688千円=3,144千円 特別加算分充当:2,111千円 合計3,144千円-2,111千円=1,033千円 ④子育て世帯(幼稚園~中学校)	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応プレミアム商品券補助金	①エネルギー・食料費等の物価高騰の影響を受けた生活者に対して、消費下支えを通じて生活者支援を図るため、姫島村商工会が行う商品券発行事業に対して補助金を交付するもの ②プレミアム商品券発行の為の補助 ③プレミアム分経費46,667千円×30%=14,000千円 事務費2,095千円 合計16,095千円(内5,723千円に交付金を充当) ④姫島村商工会	R8.8	R9.3
4	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料緊急減免事業	①昨今の物価高騰に影響を受けている村民及び事業者の支援(公共施設を除く)を行うため、水道料金の減免を行うもの ②水道料金の減免に係る費用(簡易水道事業会計に繰出し) ③全体36,000千円-公共施設分23,500千円=12,500千円 ④村民及び村内事業者	R8.4	R9.3
5	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	ケーブルテレビ使用料緊急減免事業	①昨今の物価高騰に影響を受けている村民及び事業者の支援(公共施設を除く)を行うため、ケーブルテレビ使用料の減免を行うもの ②ケーブルテレビ使用料の減免に係る費用 ③全体10,622千円/年-公共施設分315千円/年=10,307千円	R8.4	R9.3
6	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	一般廃棄物処理手数料緊急減免事業	①昨今の物価高騰に影響を受けている村民及び事業者の支援(公共施設を除く)を行うため、一般廃棄物処理手数料の減免を行うもの ②一般廃棄物処理手数料の減免に係る費用 ③全体4,967千円/年-公共施設分99千円/年=4,868千円 ④村民及び村内事業者	R8.4	R9.3
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	幼稚園児及び小中学生給食費緊急補助事業(特別加算分)	①昨今の物価高騰の中、子育て世帯が安心して子育てが出来るよう、児童・生徒に係る給食費に対する補助を行うもの(教職員を除く) ※国及び県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して充当するものです。 ②児童・生徒に係る給食費 ③幼稚園児@5,900円×12人×11月=779千円 小学校児童@6,200円×47人×11月=3,205千円 中学校生徒@6,600円×20人×11月=1,452千円(1・2年生) @6,600円×6人×10月=396千円(3年生) 計5,832千円 控除財源:地財措置5,200円×47人×11月=2,688千円(小学校児童のみ) 5,832千円-2,688千円=3,144千円 特別加算分以外充当:1,033千円 合計3,144千円-1,033千円=2,111千円 ④子育て世帯(幼稚園~中学校)	R8.4	R9.3